

別紙

1 稲敷市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- (1) 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び稲敷市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、「わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領」及び「稲敷市地方就職支援金交付要綱」に基づき、稲敷市地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
- ・稲敷市地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・稲敷市地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - ・転入日から3年未満に稲敷市以外の市区町村に転出した場合（ただし、市に住民登録を有したまま東京圏内に在住していた者が移住した場合においては、申請日から3年未満に稲敷市以外の市区町村に転出した場合）：全額
 - ・転入日から3年以上5年以内に稲敷市以外の市区町村に転出した場合（ただし、市に住民登録を有したまま東京圏内に在住していた者が移住した場合においては、申請日から3年以上5年以内に稲敷市以外の市区町村に転出した場合）：半額

2 茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び稲敷市は、茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び稲敷市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、茨城県及び稲敷市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。